



## 関西生コン弾圧事件 反撃の波

2018年7月から始まった関西生コン支部への不当な弾圧への反撃が続いている。弾圧に乗じた関西支部組合員の不当な解雇に対して大阪労働委員会は 不当労働行為と認定 職場復帰と団体交渉を経営側に命じている。今なお続く委員長と副委員長のまる2年近く不当長期拘留、大量の逮捕者と不当な保釈条件による組合活動を禁止、警察、検察による不当起訴による裁判と労働員会への対応など 関西生組は このあからさまな労働組合運動つぶしに 団結し耐えている。2月15日、16日 東京と大阪でこの問題でのシンポジウムが開催され 多くの参加者があり、弁護士、労働法学者国際法学者、ジャーリスト それぞれの専門家の見地からこの権力弾圧へ批判がなされた。3月9日 関西生コン労働組合の弾圧を許さない東京の会の結成にさいして「異なる意見、組織の方々に対しても民主主義を守るといって一点で力を合わせようという力強い呼びかけの機会になることを願う」とする東海の会 事務局長から連帯のメッセージを送った。

3月17日 全日本建設運輸連帯労働組合(連帯ユニオン)は、労働組合活動を否定する一連の弾圧に対して国家賠償請求を東京地裁に提訴した。滋賀、大阪に続いて3月18日 京都でも裁判が開始され多くの支援者が駆け付けた。

この弾圧をゆるせば 労働組合運動そのものが犯罪として否定される ひいてはあらゆる市民運動が否定されていくことになる。憲法を守ると言うならこの問題を見過ごすことはできない。

反撃の波に 東海地区からも合流していこう。関西生コン労組つぶしを許さない東海の会に是非参加をおねがいします。



### 全日本建設運輸連帯労働組合(連帯ユニオン) 国家賠償請求訴訟へ



「労働組合の自由奪われた」 関西生コン労働...

3月17日関西地方のセメント業界の労働者でつくる労働組合「全日本建設運輸連帯労働組合(連帯ユニオン)関西地区生コン支部」の役員や組合員が相次いで逮捕されている問題で、同組合と組合員らは17日、警察や検察等の逮捕や起訴は違法だとして、国および滋賀県、京都府、和歌山県の4者を相手取り、総額2000万円の損害賠償を求めて東京地方裁判所に提訴した。

原告は、組合役員や組合員が、ストライキやビラまき、建設現場の法令違反を調査する「コンプライアンス活動」を理由に、威力業務妨害や恐喝容疑で警察に逮捕されている一

連の事件(通称「関西生コン事件」)は、同組合に対する不当な訴追だと主張。組合員や関係者の逮捕は2018年7月から2019年11月までの1年5か月間に89回にのぼる上、同一人物への繰り返しの逮捕、拘留、起訴は異常だと指摘。また保釈条件に労働組合の脱退を求めると、労働権や団結権を侵害する違法な捜査が行われているとして、国家賠償請求を求めている。原告弁護団の海渡雄一弁護士は提訴後の記者会見で、「捜査の目的は、労働組合の活動に対する違法な制約」だとして、裁判を通して違法性を明らかにしていく考えを示した。また原告の連帯ユニオンの小谷野毅書記長は、役員が一斉に捕まり、長期に拘留され、保釈条件により組合事務所にも行けない現状について、「組合活動が出来なくなっている。国による労働組合の壊滅作戦ではないか」と、憤りをあらわにした。89人という組合員、関係者が逮捕された「関西生コン事件」は、労働組合活動を理由にした戦後最大規模の「刑事弾圧事件」とも言われ、昨年12月には、日本労働法学会の代表理事経験者ら78人が、憲法28条の労働基本権保障と労働組合法1条2項が明記する刑事免責を無視するものだと、警察、検察、裁判所を批判する声明を発表している。

(OurPlanet-TVより引用 <http://ourplanet-tv.org/?q=node/2483>)



## 「関西生コン事件」を考える 検証 シンポジウム 東京と大阪で開催 専門家の見地から関生事件を斬る

大阪でのシンポジウムに東海の会からも参加



2月15日 東京、2月16日 大阪で「関西生コン事件を考える」検証シンポジウムが開催され、大阪のシンポジウムには、東海の会からも参加した。評論家の佐高信さんの挨拶のあと 弁護士の位田浩弁護士から「関生支部に対する不当弾圧の現状」の報告があり 関生支部の労働組合運動の特長として産業別労働組合であること 生コン事業者の協同組合と一面共闘一面闘争で労働条件の改善をときにストライキをもって要求してきたこと。同時進行する多数の裁判の争点が詳しく語られ、それがいかに異様で不当な弾圧にあり、関生支部そのものをつぶすのが目的であることが報告された。シンポジウムは 海渡雄一弁護士の司会ですすめられた。労働法学者の声

明をまとめた立命館大学名誉教授 吉田美喜夫さんは、労働組合をつくること自体が犯罪とされた時代があり刑事免責は勝ちとられてきたもの、労働組合によるストライキは、業務の正常な運営の妨害だが、それは正当なもの。たとえボクサーが試合で相手をなぐっても傷害罪にはとられないのと同じだ。多数の労働法学者をまとめたのはとても意義があるとの発言があった。青山学院大学教授の申恵丰(シンヘボン)さんは、専門である国際人権法の視点から、労働組合は社会権規約および自由権規約で保護されている権利であり、日本も批准している。今回の事件は、積み重ねられてきた国際人権法の法理に反し、労働組合の正当な活動への弾圧=労働基本権の侵害であり 長期にわたる勾留は、労働基本権の行使を理由とする恣意的拘禁にあたる。国連人権理事会への通報も検討されるべきとの発言があった。竹信三恵子さんからジャーナリスト観点から 大手マスメディアは警察発表を検証なしに報道 逮捕連行のシーンの動画が SNS を通じて拡散 「金をせびる暴力集団」のイメージがひろがる。恣意的に一部だけが切り取られ全体の構造を見えなくさせているとの指摘があり、こちらもひるまず SNS での情報発信で対抗することが必要との発言があった。会場には『アリ地獄天国』の監督で 関生支部を支援している土屋トカチさんの姿もあった。会場は 立ち見者が出るほどの満席。専門家の指摘に多くの参加者がうなずき これからの続く闘いの糧になるシンポジウムだった。



## 大阪府労働委員会、奈良地裁で 不当労働行為認定 勝利命令 相次ぐ

破綻する大阪広域協の職場からの組合員排除の攻撃

大阪広域協組の指示の下、弾圧に乗じた組合員の解雇や労働協約の破棄。組合員のいる会社への契約の打ち切りによる意図的な倒産攻撃が行われている。これに対し労組は労働委員会や裁判提訴反撃、相次いで勝利命令が勝ち取られている。3月9日、奈良 吉田生コンでの組合委員2名への「懲戒解雇」に奈良地裁は「合理性と相当性がなく、解雇権の濫用であり無効」と明快な判断を示した。解雇無効の仮処分決定を得た1名は、京都の加茂生コン事件で、団交拒否、就労証明の不交付に抗議してしていたことが「強要未遂」とされ不当逮捕、長期拘留されていた組合員だ。

2月26日には、大阪府労働委員会が 藤原生コン運送事件で関西生コン支部の日々雇用組合員6名への就労差別と2018年7月以降の団交拒否を不当労働行為として認定した。昨年10月の徳島事件、12月の加茂生コン事件でも不当労働行為が認定されている。大阪広域協組による弾圧に乗じた組合員排除の策謀は破たんしつつある。

### 6月21日 東海の会 結成1周年 第2回 総会 (予定)

6月21日(日) 13:00～ 労働会館にて「関西生コン労組つぶしの弾圧を許さない東海の会」第2回総会を開催します。ジャーナリスト安田浩一さんの講演、関生労組から報告と闘いの輪を広げるための討論を行います。案内ビラは別途作成予定。広く参加を呼びかけます。





# 東海の会 名古屋駅前街宣行動

## 他人事ではない。関生事件を知らせ 運動を広げる

東海の会では 毎月1回 名古屋駅前で 関生事件を市民に知らせる街頭宣伝活動を行っています。

憲法で規定された労働組合活動 ひいてはあらゆる市民運動を

若者の眼をひく創意工夫されたチラシ

### < 労働組合が危ないの巻!! >



関西生コン労働組合弾圧事件  
⇒ 詳しくはコチラ  
<https://kannama-tokai.jimdofree.com/>  
関西生コン労働組つづしの弾圧をゆるさない東海の会  
連絡先：名古屋共同法律事務所 TEL 052-262-7061

踏みこむ。この運動は、歴史的に勝ち取られてきた基本的人権の根幹を守る運動だ。東海の会では SNS 拡散する活動 Twitter 学習会の開催や若者の注意を惹くビラを作成している。月1回の名古屋駅前で街頭活動をおこなっている。愛知県と三重県のユニオン運動や市民運動との連携や組織としての連携に消極的、否定的な労働組合傘下の組合員にも 事柄の重大性に鑑み個人としての参加を粘り強く呼び掛けている。愛知県下 三河地区でも取り組みを働きかけている。この問題で関生支部を孤立させては



のぼりを掲げての 名古屋駅前 街宣行動

いけない。

毎週水曜日 名古屋金山駅で街頭活動をするチェリールウさんのスイカナ宣伝に東海の会の仲間が遭遇。飛び入りで関生事件のことを話し支援を訴えました。れいわ新選組を支持し 安倍政権を批判する運動をビジュアルに展開するチェリールウさんは大歓迎。労働組合運動でない様々な市民運動との連携支援の輪を広げるとはとても大切です。



チェリールウさんの街宣に合流して関生弾圧の実態を訴える

憲法を守るといふならこの問題は避けて通ることはできない。運動の輪を広げよう！



## 無罪判決へ 裁判の傍聴支援を 滋賀、大阪 続いて京都でも裁判がはじまる

\*裁判の併合や証人の都合で日程の変更や中止の場合があります。ご確認ください。  
\*連帯広報委員会HPを参照ください。<http://rentaunion.net/>



### 裁判傍聴記 大阪中央生コン事件

2月17日 大阪地裁 弁護士が冒頭陳述 3月16日 N執行委員による証人尋問でストライキの実態が明らかに。元暴力団員で現広域協副理事長 地神氏の経営する大阪中央生コンは、専属輸送契約を結んでいる生コン輸送会社(全員組合員)との契約をストに乗じて打ち切ろうとした。組合はこの現場ストを中止し、輸送業務を行うこととしたが、会社はそれを拒否、別の輸送会社の立ち入りを抗議したことが、威力業務妨害とされた。ストへの対抗手段として、職場を奪おうとし、この職場でのスト回避—就労を通告し合意しながら、就労を拒否。混乱を生じさせたのは会社側だ。

次回:5月18日(月)10:00~

大阪拘置所に不当収監が続いている武委員長の証人尋問

### 3月18日 京都地裁 村田商事(加茂生コン)事件 初公判



団体交渉拒否で労働委員会に係争中に事案に警察が突然「正社員として雇用するように強要した」容疑で組合員を逮捕した「関西生コン事件」でもひととき異様な村田商事(加茂生コン)事件の初公判。裁判には多くの支援者が傍聴に駆け付けた。コロナウイルスの影響で傍聴者が30名ほどに制限された。正社員化の要求は労働組合として当然の要求だ。会社は組合員に対して前年まで出していた保育所の入所に必要な就労証明書の発行も拒否した。正当な理由なき団体交渉の拒否は不当労働行為(労働組合法7条2号)だ。使用者は誠実に交渉する義務がある。本来使用者が罰せられる事柄だ。この事件は労働委員会から昨年12月不当労働行為とされ勝利命令が出されている。検察は、関生組合員を事務所周辺にたむろさせ、経営者に暴言を吐き義務なきことを強要する反社会的暴力集団として描きだそうとして、録画音声を証拠として公判で開示した。それまでの経過を抜きにその音声だけを聞けば、激しい言葉ではある。しかし団体交渉に応じず、呼び出したY執行委員に対し、日々雇用の社員は、雇用していない。請負業者であり労働者でない。団交にも応じる必要がなく、就労証明を発行することもできない。就労証明を発行すれば労働者と認めることになるからだ。生コン会社も廃業すると社会保険労務士立ち合いのもと通告されれば、労働組合として声をあげ強い口調で抗議するのは当然のことだ。検察は、保育所に必要な就労証明書が、すでにそれに代わるもの提出しており必要のないものを不当に強要した主張。弁護人は、「子ども・子育て支援法4条により雇用者に提出の義務があることを主張した。また吉田美喜夫さん(立命館大学法学部教授)の意見書が証拠採用された。第2回公判は5月12日(火)14時～京都地裁 労働組合の対応にあたった経営者の妻(検察側証人)の尋問が行われる。この裁判は事実認定での争いはなく3回の公判で結審の予定。裁判後の集会で被告Yさんは、労働組合をなめるな。これが犯罪とされたらすべての労働組合活動ができなくなる。と支援を訴えた。無罪判決への一歩前進といえる初公判だった。



3月18日 京都地裁 傍聴抽選に並ぶ支援者

労働組合つづしの大弾圧を許さない！京滋実行員会は京都地方裁判所に「不当な調査の中止と公正な裁判を求める要請書」への署名を呼び掛けている。

### 『世界』に連載 竹信三恵子さんのルポ



現場に足を運び 関生事件の本質に鋭く切り込むジャーナリズム本来の姿勢が貫かれた渾身のルポ完結。

- 第1回「つづされる賃上げ装置」(2月号)
- 第2回「労働分野で進められる解釈改憲」(3月号)
- 第3回「影の主役」としてのメディア」(4月号)



### 旬報社 新刊 (ネコちゃんシリーズ第2弾)

労働組合やめろって警察にいわれたんだけどそれってどうなの(憲法28条があるのに…)



単行本 - 2020/3/6

連帯ユニオン、葛西 映子、北 建一、小谷野 毅、宮里 邦雄、熊沢 誠、海渡 雄一、鎌田 慧、竹信 三恵子(著)

ユニークなタイトルのこの本は、関生支部の労組活動を巡ってどんなことが行われているのか、その意味を分かりやすく解説する。当会の共同代表 熊沢さんも執筆されている。※当会でも1300円で取り扱っています。

### 関西生コン労組つづしの弾圧を許さない東海の会について

「関西生コン労組つづしの弾圧を許さない東海の会」は2019年6月29日 関西生コン労組への弾圧が憲法を踏みにじるものであり、共謀罪型捜査弾圧の先駆けであり、この戦後最大級の弾圧を跳ね返すことが、労働組合や市民運動にとって政治的立場や路線を超えた共通の課題であると考え、東海地区の有志の呼びかけで結成されました。HPでの情報発信や裁判の傍聴支援、街頭宣伝活動、講演会の企画等を行っています。全国各地の運動と連帯しながら 東海地区(愛知、岐阜、三重)からニュースの発行、捨てられないチラシ、SNSでの情報拡散など創意工夫でこの運動を広げていきたいと考えています。会の趣旨に賛同いただける方は、会員の推薦を受けどなたでも参加できます。詳細は HP <https://kannama-tokai.jimdofree.com/>



### この運動のためのカンパをお願いします。

記号 12050 番号 21748111

口座名義 関西生コン労組つづしの弾圧を許さない東海の会(カンサイナマコンロウソツブシノダンアツヲユルサナイトウカイノカイ)

・他の金融機関から振り込みの場合

ゆうちょ銀行 二ゼロハチ支店 普通預金 口座番号 2174811 口座名義は上記に同じ